

神戸地方裁判所委員会（第6回） 議事概要

1 日時

平成17年6月7日（火）14:00～16:30

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）浅田文子，鶴飼卓，加藤敏員，芹田健太郎，玉岡かおる，林醇，福田康代，
藤野亮司，的場純男，村上早百合，吉田博（五十音順。敬称略）

（庶務）舟橋信夫，森田博，和田勉，西山実，吉田進，米沢弘治，木村貴志

4 議題

(1) 裁判所の行っている裁判員制度の広報活動の説明

(2) 裁判員の負担に配慮した裁判員制度の在り方と裁判員制度の広報活動についての意見交換

(3) 次回テーマ

(4) 次回期日

5 議事

(1) 裁判所の行っている裁判員制度の広報活動の説明

(2) 裁判員の負担に配慮した裁判員制度の在り方と裁判員制度の広報活動についての意見交換

委員長：内閣府の調査によると、裁判員になりたくない理由の第一が有罪無罪の判断が難しそうだからというのが挙げられている。有罪無罪の判断が簡単だとは言わないが、一般国民がそのように感じる原因がどこにあるのか。例えばたくさんの記録に目を通さないといけないとか、法律的な専門用語が難解で難しく感じるとか、法律的な知識が十分でないために有罪無罪の判断ができないとか、証拠をどのように評価してよいかわからないとか、有罪無罪の判

断基準がよくわからないとか、どういう方法で有罪無罪を決めるのかがよくわからないとか考えられるが、ほかにも有罪無罪の判断が難しそうだと感じる原因があるのかどうか、また、これらに対して、どういう対応策をとれば負担感が解消されるのかをお聞きしたい。

委員：一般人は裁判をまだ他人事のように思っており、自分が裁判員になって有罪無罪という他人の人生にかかわるような重要な責任を負うことの不安がすごく大きいのだと思う。

まだ、裁判所と普通の市民との距離がすごく大きいと思うが、身近な存在であることを裁判所側からいろいろと働きかけないと、裁判所の門を入れてくるには勇気がいるような場所だと思う。

一つ提案すると、裁判所というのは入ってきてホテルみたいに明るいところでもないし、門から玄関に入っても、そこから先へはよほどの用事がない限り1人で見学してみようとは思わない。それで、少し親しみやすいような場所、例えば壁面に子供の絵の展示をすとか、門を入ったところに花壇を作って市民が憩えるようなことを考えたらどうか。

委員：有罪無罪の判断が難しいと感じる一番大きな原因は、人が他人の内面を見ることができないことにあると思う。刑事事件については、様々な証拠に基づいて内面を類推するが、殺人であれば殺そうと思って殺したのかという他人の内面の類推が難しいというところに尽きると思う。一般の国民は、そういう判断をする訓練も受けてないし、勉強をしたこともない。

委員：私は30年、刑事関係の裁判を行っており、事実認定をいろいろな事件で考えているが、犯罪というのは結局は人間の行為である。だから、自分自身あるいは親、友達などを通じて、人間の心理の動きとか心の動きといったものを、過去の経験に照らして推認していく。それが常識とか経験に照らして合理的と言ってもらえるかどうかということだと思う。例えば調停委員や司法書士も個々の事件の相談を受ける過程では、なぜそういうことをしたのか、

あるいはそのときどう思ったかといったことを聞きながら、自分だったらどうなのかとか、ほかの人だったらどうなのかと考えるのだろうと思う。そうだとすると、判断そのものは、法曹でなくても、自分のこれまでの経験を生かしてもらえ気がするし、また、これまでの社会経験の深み、積み重ねといったものが生きてくるという気がしている。

ただ、実際の事件になるとかなり争点が多くなって来る、あるいは考えないといけない場面がいろいろ増えてくる、そこをどうやって整理していくかということが慣れていないうちはわからない。それでも、今度の裁判員制度裁判の中では、裁判官、検察官、弁護人がいるので、全体の中での動かない事実と問題となる事実をどうやって分けていくか、あるいはどういった点が本当の問題点なのかをお互いに話し合いながらやっていけるのだと思う。

委員長：裁判員制度で裁判員に期待されているのは、法律的な問題についての見解とかではなく、事実をどう見るか、まさしく事実認定が期待されていると思う。だから、皆さんがそれぞれ自分の人生経験とか知識、これまでの生き方などからある程度、正しい判断ができるんだと思う。おそらく、普通の人も自分が行動を起こすときには必ず、事実がどうであるかということの判断をやっているという気がする。

委員：裁判員をしたくない理由は、全部当然だなと思ってしまう。有罪無罪の判断が難しいというのは実際そうだと思うし、冤罪事件なども時々あるので、専門家が判断しても難しいのだから、素人にこういう判断を任せるとするのは非常に難しいと思う。だから、難しいのは当然で、誰でもできませんと言うのではなく、難しいのだけれども、これからは市民として引き受けていかなければいけないというPRをしていくべきだと思う。

そもそも日本の今の社会というのはまだ市民として自立していない。裁判員制度に類するものを拝見したところでは、アメリカにしてもイギリスにしてもフランスにしても一世紀以上の歴史があって、そういう積み重ねの中で

今の制度が育ってきている。今すぐに日本も自立した市民が育ってすぐにこういう制度が定着するということではなくて、いろいろな経験を重ねながら定着をしていかざるを得ない。だから、やってみながら育てていく必要があると思う。そのためには、子供の段階からそういう意識を育てていくような教育制度を考えていく必要があると思う。

委員：感覚的には、六、七十件の事件をやって、本当に悩ましいものは3件程度である。全部が私がやりましたと言っているのではなくても、誰が見てもこれはやっているということも結構ある。裁判官、検事、弁護士になるには司法試験に合格する必要がある。従前は非常に難しいと言われていたが、この試験でやっているのは法律の勉強だけなので、実際に生の事実がどうなのか、何が起こったのかということについての試験は行われていない。結局、実際に仕事についていきなり事件を担当して、そこから自分で本当に被疑者がやったのかやっていないのか、起訴すべきかすべきではないのかという判断をさせられている。

裁判員と似た制度として検察審査会の制度がある。素人である審査員が不起訴になった事件を見て、起訴すべきか判断をしている。全部が納得のいく結論とばかりは言えないが、それなりの見方だと思し、そういう意味ではそんなにプロとアマの差が大きいというものではないという感じがする。たしかに、方法論としてどうやって事実認定をしていくかは、熟練によって磨いていく側面があるが、裁判官との評議の中で考えていくことであるし、いきなり証拠だけ見て、有罪無罪のどちらですか手を挙げてくださいという形にはならない。十分いろいろな意見を言った上で、本当はどうだったのか、みんなで考えようというのが裁判員制度だから、余り難しく考えない方がいいという感じを受けている。

委員：有罪無罪の判断で有罪と判断したら、その量刑は裁判官が決めるのか。

委員長：これも裁判員と裁判官で決める。

委員：法律の専門家が変わるということが一番大事だという意見を新聞に書いたことがあったが、これまで広報等では、法曹三者は何も変わらず、国民にどんどん広報して、あなたたちもう少し勉強しなさい、いや難しくないですよと言っているというのが今の状況だと思う。つまり、今までと変わらない裁判制度の中に国民が取り込まれる。それでは国民はうんと言わないんじゃないかと思う。内閣府の世論調査の中に裁判官等に対する要望で、わかりやすい言葉を使ってもらいたい、法律の専門家ではない裁判員に対しても敬意を持って接してもらいたい、たくさんの書類を読まないで済むようにしてもらいたい、図面などを活用してわかりやすい説明をしてもらいたいとある。これは今の裁判制度に対する批判だと思う。そして、有罪無罪などを決める議論の場では十分に意見を言う機会を与えてもらいたいというのもある。この中にあらわれている国民の心理というのは、今の裁判はとにかく難しくてわからない、ここを何とか変えてもらいたいというのが一つあり、もう一つは、法律家たちは、自分たちがプロだプロだと言って我々をばかにしているんじゃないか、裁判員になっても、結局、居心地が悪い思いをするだけじゃないか、この2点に絞られるというふうに思う。

職場が変わり、環境が変わったときに、同じことを説明するにしても、いかに易しい言葉で、しかも質を落とさないでわかってもらえるかという点で大変な苦勞をした経験があった。そのときには、こちらが変わらなければ理解してもらえなかったもので、こちらの負担は大変大きくて、こちらの変身が要求された。だから、今、裁判員制度が国民に見えていないのは、裁判官等がどう変身するのかということが見えていなくて、国民は一方的に教育をされているという意識だからだと思える。裁判員制度は難しいに決まっている。確かに難しいのは60件の事件中3件かもしれないが、そうすると5%は難しい事件ということになる。それはやはり難しいということになると思う。だから、裁判官、検察官、弁護士がいかに変わるのかということを示す以

外にないのではないか。

先ほど委員から、裁判所をもっと親しみやすい場所にという話があったが、裁判所は権威があって当然だと思う。ただ、権威があっても、親しみやすいということもあるわけで、例えば、そこら中を子供が走り回っていても裁判所は権威があるわけだから、プロとしての誇りを持つというのは当然だと思う。しかし、そのことを踏ん返り返っていったって何の意味もない。

委員：事前に読んでくださいという資料をいただいたが、何と見にくい資料を送ってくるのかというのがまず第一の印象である。それから、「意見交換の際にお伺いしたい事項」として項目が書いてあるものも送られてきた。このような項目が上がっているのはいいが、初めからこちらに投げられているので、裁判所が何を考えているのかが記載されておらず、表現はきついが裁判所はさぼっているとの印象を受けた。

それから、前に所長と話したが、裁判員制度が実行されるとなると、裁判所の事務局機能が今より数倍によくならなければだめであろうということだったが、5年間にいったい裁判所の事務局機能はどれだけ強くなるのだろうか。そうしないと裁判員の不安を大きくするだけで、結局、裁判員に指名された人から、もう金輪際嫌ですよという反応しか返ってこないんじゃないかと案じている。

委員長：「意見をお伺いしたい事項」には、あまり裁判所の考えを書いてリードしない方がよいのではないかと判断した。

もう一つ、人を裁きたくないという意見があるが、その中には思想、あるいは宗教的信条などから裁きたくないという考えもあろうが、人を裁きたくないと考えている人の大部分は、様々な不安や負担感を持っている、例えば、事件関係者から逆恨みをされて家族の身に危険が及ぶというような心配とか、重大事件などで世間やマスコミから批判をされる、場合によっては自分の判断が後で厳しい批判にさらされたり誹謗中傷を受けるとというような心配とか、

死刑などの重大な刑罰を言い渡すことに耐えられないといったようなこと、あるいは裁判員として法廷に参列すること自体が嫌である、そういうことを周囲に知られるのが嫌だといったようなことなどが挙げられると思うが、これをどういう形で軽減解消していくかということも考えていかなければいけない。

委員：裁判にかかわった相手から逆恨みを受けないための防御策やマスコミなどからの防御をどこまでシミュレーションしているのか。

委員長：逆恨みというか、要するに裁判員やその家族の身体とか財産とかいうことに危害が及ぶおそれといったようなものが現実的に生じていれば、裁判員が関与しないで裁判官のみで審理を行うというようにしていることがまず一つある。それから、評議などの秘密の保持ということがある。マスコミの取材も、当然自粛してもらうことになる。そういう形で裁判員の安全を守っていきこうというシミュレーションはしていると思う。

委員：いざ判決が出たその結果に対して、アメリカではマスコミが、こんな判決を出した陪審員は一体どんなやつらだというふうなことで非常に群がるような例が結構あるかと思うが、こういうのに対して何か対策があるのか。

委員長：まず、裁判員に関する個人情報漏らさないということが第一にある。確かにアメリカでは陪審コンサルタントというのが職業として成り立っているようだが、そういうものについて今の制度でどこまで保護されているか、実効性があるかというようなことについては、今後考えていくことになる。

委員：そのようなことを、裁判員制度を実施していくに当たってのアカウンタビリティとして、このような制度であなたの権利は保護されていますとか市民生活が守られていますということを何より広報していただきたい。また、引き受けたくないというのがみんなの意見だとは思いますが、それを参加をしてもらうためには、よほど中身をわかってもらわないといけない。そこでキーワードというのは、日本が本当に成熟社会と言えるのであれば、志のある人

という本来の意味でのボランティアの方に対して、「あなたの良心を提供してください」というような情に訴えていかないと、人を裁きたくないという人は動かさないと。人としてこれはしていけないことなのかいいことなのかということ判断してもらえればいいということをはっきりと広報していく必要があると思う。

委員：私はできることならば裁判所には関わりたくないと思っており、世論調査の結果は私の思いと重なっている。その結果を見ていると、裁判員制度のPRが十分に浸透していない、浸透していけば結果も変わってくるのではないかと思う。以前に検察審査員をした方のアンケートを読んだが、「本当に有意義であった」というようなよい評価の回答が多かったので、裁判員制度もうまく広報すれば、よい制度になるのではないかと思う。

委員長：仕事に差しさわりのあると思っている人を参加しやすくするために、裁判所としてどのような工夫が考えられるか。

委員：3日間とかの連続ではなしに1週間に1回ずつぐらいの開廷がいいと思う。その理由は連続で仕事を休むというのが難しいということもあるが、もう一つは少し間を置いて、考える時間があつた方がいいように思う。

委員長：例えば週1回で、半年間、裁判員を続けていくとようなことは可能か。

委員：長い期間をかけると守秘義務が問題になると思う。家族に相談することもあるし、アメリカのO・J・シン普森の事件など本当にマスコミの騒ぎがすごかった。日本ではあんなすごいことにはならないのかもしれないが、お金でしゃべる人も出てくると思う。6か月以下の懲役か50万円以下の罰金という罰則もあるが、例えば罰金は週刊誌が出しますからと言われたらしゃべることもあると思う。

委員長：あえてお金で売ったなどということになると懲役刑になるかもしれない。家族の間でちらっと話したことで問題はないと思う。

裁判員制度については、裁判所以外の法曹関係もそれぞれ広報活動を行っ

ているので、検察庁と弁護士会に若干御紹介いただきたい。

委員：検察庁は今まであまり広報活動をやっていない。捜査の秘密といって口を閉ざしていたところへ急に広報活動を行うことになり、今は武家の商法みたいなことになっている。

名刺を従前の真っ白なものから、ロゴを入れてみたりというようなこともしているが、中心になっているのは裁判員制度についての説明会である。昨年は検察審査協会の総会に出席して、1時間余り説明をした。そのほか、兵庫県の高等学校の教頭先生の研修に公判部長を派遣して、1時間半ほど説明することを予定している。そのほか私立学校の校長会へパンフレットを配布している。それ以外には、宝塚の自治会の理事会あるいは兵庫県内商工会議所の担当者会等、手当たり次第に声をかけまくっている。そもそも、検察庁がそういう広報活動をやっているということ自体を知ってもらうところからスタートした。法務省が作成した中村雅俊主演の広報用ビデオが完成したが、数に限りがあるので、いつどこで上映しようかを現在検討している。

委員：裁判員制度が採用されるというのが本決まりになったのは平成13年の司法制度改革審議会の最終意見書だが、それを受けて兵庫県弁護士会ではパネルディスカッションに力を入れてやってきた。

それから、市民の方に理解を求めるとため模擬裁判を実施した。神戸市の広報誌に掲載してもらったり、神戸市の地下鉄に募集ポスターを貼付したりして、裁判員を募集し、例えば平成14年は「失恋サンタの殺人事件」と題して実施した。155人の応募者のうち18人に裁判員になってもらい、違う裁判体でそれぞれの結果を出してもらった。その後、平成14年4月には、東電OL殺人事件の本を執筆した佐野真一さんに講演してもらい、大学の学生に来てもらって裁判員制度についての議論をしてもらった。それから、その年の12月には模擬裁判「真実の行方」を行い、ジャーナリストの大谷昭宏さんに講演してもらった。

平成15年4月からは、日弁連の方でプロの俳優に頼んで、「裁判員 - 決めるのはあなた」というビデオを作成して上映を始めた。非常に感動を覚える作品だと思う。

平成16年には模擬裁判「恋と炎のみなと神戸放火事件」と題して、以前と同じやり方で裁判員に評決してもらった。それから、同じく去年の10月には「義父殺し」ということで模擬裁判を実施した。

結局、市民の方に訴えるとなると模擬裁判が一番いいだろうということでずっとやってきたが、それ以外にも弁護士の講師派遣とか、裁判所の裁判傍聴なども流れの中でやっている。

検察審査員を経験した人が各地に協会をつくっているが、その検察審査協会の方々に弁護士会からアンケートを送ったところ、かなりの方からの回答があって、元々検察審査会についてよくわからなかった人が、経験してみて、ほぼ全員が経験してよかったと思うというふうに回答している。急激に国民の認識度を高めて、裁判員になりたいという意識にすぐに変えていくというのは難しいと思うので、やはり地道にやっていくのが大切だろうと思う。

委員長：世論調査によると、テレビや新聞を利用した広報がよいという意見が多く見られるが、どういう形で報道機関にアプローチをしてどういう企画を持ち込むと協力が得られるのか。

委員：マスコミも今のところ余り裁判員制度に関心が向いていないのが現状だと思う。そうした中で、神戸新聞で今連載している裁判所の連載原稿のようなものを裁判所の方から各マスコミに個別にお願いするのが一つと、話題性のあること、例えば裁判官が役者になって法廷ドラマを演じるとか、著名人を起用するとかいうことがあると思う。やはり両面必要で、話題性のあることとそういう地道に事務局レベルでマスコミを足しげく通って、各新聞社等の担当者などに、広報していくということが必要だと思う。

委員長：今、法廷掲示板という名前で神戸新聞に2週間に1回、おおむね裁判官が

原稿を書いている記事が連載されている。裁判員制度の広報ということになると、まず制度の正しい姿をきちっと知ってもらおうということになるのかと思うが、その場合にどうしても余り面白くない内容になりそうだが、そこら辺の工夫をどういうふうにしたらいいのか。

委員：文章が上手な方、わかりやすく書ける方が書くのが一番いいのだが、一番いいのは、やはりトップの方が前に出ていってわかりやすく説明することだと思う。だから、所長自らあちこちに顔を出してPRするということがいいのではないかと思う。

それと、わかりやすい表現ということは必要不可欠な条件だと思う。弁護士会のホームページを見ていたら、裁判所用語を言いかえるというような試みをしていて、裁判所自らがそういうことをして、そういう用語集みたいなのを作ってマスコミあたりにPRするなどということは、取りかかりとしてはいいのかなと思う。

委員長：わかりやすい言葉、やさしい言葉で伝えるということも大事だろうが、逆に正しく伝わらないということにもなる。いろいろな形で業界用語が一般化しているが、もうちょっと法律用語を使って逆にいろいろなところに露出するというのはどうか。

委員：ある裁判の新聞記事を中学1年生の子供が見て、「残滓」という言葉を見て、これはどういう意味かと聞いてきた。そのときは辞書を引きなさいというふうに言ったが、それは残りかすという意味であった。こんな言葉を今使ってわかるわけじゃないというふうに言われたが、それは判決の中に書いてある言葉だった。新聞などは、特に普段は意識して中学生にもわかる言葉を使うと言われているが、そういうことを心がけないと本当に正しい理解として広がっていかないと思う。

委員：広報に関して、各地裁の独自性を出すということをもっとやってもいいと思う。最高裁から流れてくるものを出していても、その地域の特性に対応し

たPRにならない。本質のところが一緒であれば、特に司法だから全国一律でなければならないということはないと思う。

例えば横田喜三郎最高裁長官、あの方は短い文章で日本語を表現するというをずっと心がけてこられた。そういう一時期の努力というのが、最近余りなくなってしまったのではないかとこのことを判例を読んでいて思う。裁判官以外の人でも、内容が一緒なら、判決の言葉を言いかえて引用しても問題はないと思うがそういうこともしていない。そして、裁判官と検察官と弁護士がそれぞれ、こういう言葉の言い換えがいいというようなことを例えば紙面討論会などでやっていけば、そういう試みをするということで独自性の意味でも大変大きなことだと思う。

委員：法費用語はすごいと思う。外国語が理解できなかった時代にドイツだとか先進国から法律を輸入してきて、いかに日本語に訳すかとかいうので苦慮してきた末の言葉なので、非常に文学的なものさえ感じたりする。「残滓」などという言葉こそ今の若者に教えたいと逆に思うが。

もちろん中身がわかりやすく伝わることは賛成だが、すべてを簡単な薄っぺらな平仮名とか外国語に置きかえることについては、日本が百数十年かけて培ってきた日本語の言霊というか魂を売り渡すことになるので、それは慎重にやってもらいたいと思う。センテンスの切れ目がなくて5行ぐらい続くという、ああいう文章に関しては簡素化ということは大賛成だ。

委員長：中学、高等学校などの法教育などについての広報というものを実施するについて、どういうふうな方策が考えられるか。

委員：政治経済の分野で特に問題なのは、先生が日本の憲法であるとか裁判制度をよく知らないということだ。日本の中で憲法の制度を教育するという視点が欠けているのが一番大きな問題だという気がする。もう一つは、歴史も近現代は3学期に教えることになるので、実際には学校で政治制度などを教えられない。しかし、試験は出すので、暗記ものになってしまっている。暗記

ものは忘れられてしまうんじゃないかと思う。そういう意味で、身近になるという意味では暗記ものでない形で持ち込むというのが大変いいのではないかと思う。そういう意味で、ぜひ出前講義は法曹三者が行くのがいいのではないのかという気がする。

委員：今の中学、小学校の総合学習のカリキュラムについて、むしろ公民教育をこの総合学習の中でやらないといけないと痛切に感じている。だから、モデル授業のパターンを裁判所で作成して、授業でお使いになりませんかという営業をしてはどうかと思う。

委員：トライやるウィークの受入をしたり、子供たちに模擬裁判をさせて、裁判を体験してもらってもいいのではないか。

委員長：実は、今年からトライやるウィークの受入をすることにしており、すでに予定が決まっている。また、模擬裁判についても、憲法週間の行事や夏休み子供法廷などで、小中学生や高校生を対象とした模擬裁判をすでに何度か実施しており、裁判員役も設定して体験してもらっている。

委員：弁護士会の広報行事には、たくさんの方が集まっているが、駅へポスターを貼ることで、これだけの人数が集まるのか。

委員：大勢の人が応募してくれるので、集める方法については心配していない。むしろ、裁判員の応募をしてくれる年齢層が、20歳代と60歳代に偏っており、働いている人は来てくれないので、経済団体等に協力を依頼するなどしていかなければならないのではないかと考えている。

委員：家族のうち1人でも模擬裁判等に参加すれば、興味を持ってもらえる層が広がるのではないか。裁判員の候補者となる範囲が衆議院議員の選挙権と一致しているのであれば、その対象者にパンフレット等を配布すればいいのではないか。

委員：裁判員になっていいという動機付けができていないのではないか。先ほど委員から提案のあった「良心を貸してください」というようなキャッチフレ

ーズをどんどん流して、国民のモチベーションを高めていくべきだと思う。

委員長：平成15年8月に神戸地方裁判所委員会が発足してから2年が経過しようとしており、任期が満了となる方がいる。その方々にとっては今回が最後の委員会となるので、これまでの感想をお伺いしたい。

委員：これまで司法の独立が守られてきたので、裁判所は孤高のところで淡々としていたように見えた。大衆の目から意見を言わせていただき、貴重な体験になった。

委員：私のいる業界も閉鎖的な世界であり、司法とよく似ていると思った。いい意見があったらすぐに実行されることを考えられたい。

委員：裁判所と民間のギャップを改めて感じた。裁判員制度問題を機に、双方もっと歩み寄らなければと思った。

委員：規制緩和後の司法は大きくならざるを得ない。その際に国民から見て便利な方向にいかなければ、司法の本来の役割を果たせないのではないか。

委員：法廷へは行ったことがあったが、調停の見学は初めてだったので、貴重な経験になった。委員会の性格が今でもよくわからないが、もう少し裁判所の本質に関わる問題を新しい委員との間では議論してもらいたい。

委員：ここで学んだことを少しでも周囲に知らせていきたい。少し裁判所が見えてきた気がする。

(3) 次回テーマ

裁判所に対して抱いているイメージについて

(4) 次回期日

平成17年11月1日(火) 14:00～16:00